

佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

佐賀県教育委員会規則第二号

佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則等の一部を改正する規則

(佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第一条 佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則(昭和五十七年佐賀県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「その保護者」を「本人及びその保護者(親権を行う者又は未成年後見人若しくはこれに準ずる者として佐賀県教育委員会教育長(以下「教育長」という。))が認める者をいう。以下同じ。」「に、「市町村」を「市町」に改め、同条に次の一項を加える。

3 高等学校に入学しようとする者又は在学する者及びその保護者の住所が県内に存しない場合において、やむを得ない事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、佐賀県教育委員会の許可を得て、高等学校に志願し、又は在学することができる。

第四条の見出しを「(所属学区の変更)」に改め、同条中「、前条第一項の規定にかかわらず」を削り、「所属学区外の高等学校にそれぞれ志願し、又は在学する」を「、所属学区を変更する」に改める。

第五条の次に次の一条を加える。

(補則)

第六条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、

教育長が別に定める。

附則第三項中「第三条及び第四条」を「第三条第一項」に改める。

附則第四項中「者で、」の下に「本人及び」を加え、「第三条」を「第三条第一項」に改める。

(佐賀県立中学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第二条 佐賀県立中学校の通学区域に関する規則(平成十八年佐賀県教育委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「その保護者」を「本人及びその保護者(親権を行う者又は未成年後見人若しくはこれに準ずる者として佐賀県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が認める者をいう。以下同じ。)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 中学校に入学しようとする者又は在学する者及びその保護者の住所が県内に存しない場合において、やむを得ない事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、佐賀県教育委員会の許可を得て、中学校に志願し、又は在学することができる。

第四条の見出しを「(所属学区の変更)」に改め、同条中「、前条の規定にかかわらず」を削り、「所属学区外の中学校にそれぞれ志願し、又は在学する」を「、所属学区を変更する」に改める。

第五条の次に次の一条を加える。

(補則)

第六条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附則第三項中「第三条及び第四条」を「第三条第一項」に改める。

附則第四項中「者で、」の下に「本人及び」を加え、「第三条」を「第三条第一項」に改める。

(佐賀県立特別支援学校の就学区域に関する規則の一部改正)

第三条 佐賀県立特別支援学校の就学区域に関する規則(平成二十一年佐賀県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「その保護者」を「本人」に改め、「(以下「所属就学区域」という。)」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、教員を派遣して行う教育(以下「訪問教育」という。)を受けようとする者に係る特別支援学校の指定の取扱いは、佐賀県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が別に定める。

第四条中「所属」を「本人及びその保護者(親権を行う者又は未成年後见人若しくはこれに準ずる者として教育長が認める者をいう。以下同じ。)」の住所の属する」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、訪問教育を受けようとする者に係る就学区域の取扱いは、教育長が別に定める。

第四条に次の一項を加える。

2 特別支援学校の幼稚部又は高等部に入学しようとする者又は在学する者及びその保護者の住所が県内に存しない場合において、やむを得ない事情のあるときは、前項の規定にかかわらず、佐賀県教育委員会の許可を得て、特別支援学校の幼稚部又は高等部に志願し、又は在学することができる。

第五条の見出しを「(就学区域の変更)」に改め、同条中「、前二条の規定にかかわらず」を削り、「所属就学区域外の特別支援学校に就学し、若しくは入学し、又は在学する」を「、就学区域を変更する」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。

(補則)

第七条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。